

(平成30年7月18日教育長決定)

(平成31年3月31日教育長決定)

(令和2年3月31日教育長決定)

学校における働き方改革 清里町アクション・プラン (改訂版)

令和2年3月

清里町教育委員会

はじめに

現在、学校を取り巻く環境は複雑化・多様化し、学校現場が直面する課題も多種多様であり、教員は様々な教育課題への対応を求められています。

平成28年度に北海道教育委員会が実施した「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」では、小学校で23.4パーセント、中学校で46.9パーセントの教員（主任教諭・教諭）が週60時間以上勤務しているという結果が出ており、当町においても同様の傾向があるものと認識しています。

教員が健康でやりがいを持って働くことができる環境を整え、子どもたちと向き合う時間を確保することは大変重要であり、教員の負担を軽減する取組の実行が求められています。

こうしたことから、清里町教育委員会では、学校現場の業務改善に向けた取組に関して、平成30年3月に北海道教育委員会が作成した「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」に準じて、清里町教育委員会と各学校が取り組んで行く必要がある事項を整理しました。

また、平成31年3月には、国から示された部活動の在り方に関する総合的なガイドラインに則って「清里町立学校の部活動の在り方に関する方針」を策定したことに伴い、本プランについても部活動休養日等の完全実施に関する記載を部活動方針のとおりに見直しを行いました。

その後、平成31年3月には、国から示された部活動の在り方に関する総合的なガイドラインに則って「清里町立学校の部活動の在り方に関する方針」を策定したことに伴い、本プランについても部活動休養日等の完全実施に関する記載を部活動方針のとおりに見直しを行いました。

また、平成31年1月に文部科学省から「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が、3月には「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」が示され、さらに、令和2年1月には上記ガイドラインが格上げされて、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号、以下「国指針」という。）として文部科学省から告示されたことから、この指針に基づき、清里町立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を清里町立学校管理規則において定めるとともに、本プランにおいても教育職員の在校等時間の上限等の設定や教職員の時間外勤務等の縮減に向けた新たな取組を盛り込むなどの見直しを行いました。

1. アクション・プランの性格

- (1) 本プランは、国指針4の(1)に基づく、教育職員の在校等時間の上限等に関する方針として、清里町立学校管理規則第13条の4に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものです。

- (2) 本プランは、町内全ての学校が働き方改革を進めるために、教育委員会が策定するものです。
- (3) 本プランは、今後の北海道の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

2. 取組の方向性

- (1) これまでの働き方を見直し、教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い教員の質を高めるという、働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組を実行します。
- (2) 「学校における働き方改革」は、学校はもとより、北海道、町、さらには家庭地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務態様の違いや、毎日子どもたちと向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて取り組んでいくことが重要です。

3. 教育委員会及び学校の役割

- (1) 教育委員会は、町立学校における働き方改革を進めるため、教育職員の在校等時間の上限等について定めます。
- (2) 教育委員会は、町立学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を促すとともに、取組を行うための支援を行います。
- (3) 学校長は、学校の重点目標を明確化し、全職員の共通理解のもと、働き方改革に向けた取組を、関係機関と連携しながら、主体的に推進します。
- (4) 学校長は、「時間外勤務」を意識した働き方改革を進め、職員一人一人の意識改革を促進します。

4. アクション・プランの目標及び期間

本プランに掲げる取組を成果の検証を行いながら着実に進めるため、次のとおり目標を設定します。

尚、取組期間は令和2年度から令和4年度までの3年間とします。

<p><u>教育職員の在校等時間から所定の勤務時間等を減じた時間を 1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。</u></p>

- ※1 「在校等時間」は、7の(2)の①と同一。
- ※2 「所定の勤務時間」は、7の(2)の②と同一。
- ※3 「目標」に掲げる上限時間は、7の(2)の②と同一。
- ※4 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合については、7の(2)の③に掲げる上限の範囲内とする。

この目標を達成するため、教育委員会は、毎年度、進捗状況を把握し、学校における働き方改革の取組を検証しながら、具体的な学校経営指導に努めます。

また、学校は、時間外勤務等の実態を踏まえ、実情に応じた取組を主体的に検討し、実施していくこととします。

【働き方改革を進めるため、令和4年度末に目指す指標】

1	部活動休養日を完全に実施(年間 A (平日週1日52週+週末週1日52日)+ B 学校閉庁日9日(A と B の重複分を除く。))している部活動の割合	……100%
2	変形労働時間制を活用している学校の割合	……100%
3	定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合	……100%
4	学校閉庁日を年9日以上実施している学校の割合	……100%

5. 保護者や地域住民等への理解促進

教員の長時間労働を改善し、教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務することができる環境を整備することが、学校教育の質の向上につながります。

子どもたちに対する教育は、学校、家庭、地域が連携協力して進めなければならないことから、学校における働き方改革の取組について、保護者や地域住民等にも理解を深めてもらう必要があります。

このため、各学校においては、保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、理解と協力を得るためにも、学校における業務改善や働き方改革についての普及啓発に努めます。

6. 具体的な取組

各学校は、学校の実情を踏まえた上で、優先順位を決めて次の取組を行います。

アクション1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

(1). 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進

①現在の取組

- ・免許外教科担任の解消のため、中学校美術科において非常勤講師を道教委からの派遣により配置しています。

- ・特別な支援が必要な児童生徒の生活支援のため、特別支援教育支援員を小学校及び中学校に配置しています。
- ・学習面において支援が必要な児童の個別支援や習熟度別学習を行う場合の学習指導を行うため、学習支援員を小学校に配置しています。
- ・児童生徒からの相談ごとに応じるスクールカウンセラー（※1）を、道教委からの派遣により配置しています。

②今後の検討課題

- ・美術科以外にも、家庭科及び技術科の非常勤講師の派遣を道教委に依頼するとともに、人材の発掘に努めます。
- ・道教委の加配教職員制度を最大限利用して、教職員の増員に努めます。
- ・特別支援教育支援員や学習支援員の必要数確保のために引き続き、人材の発掘に努めます。
- ・様々な生徒指導上の課題等に対応するため、関係機関と連携して児童生徒を支援するスクールソーシャルワーカー（※2）を必要に応じて道教委からの派遣により配置していきます。

（2）ICTの活用や校務支援システムの活用促進

①現在の取組

- ・全教職員に一人1台整備している校務用パソコンを活用した情報の共有化や業務の効率化を図っています。
- ・各教室に実物投影機、タブレット端末（※3）及び電子黒板を配備し、授業の効率化を図っています。
- ・校務支援システム（※4）の活用により、教職員の事務負担の軽減を図っています。

②今後の検討課題

- ・既存のICT機器の活用促進とデジタル教科書等の導入について検討します。
- ・児童生徒一人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを整備します。

（3）地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

①現在の取組

- ・清里小学校及び清里中学校に合同の学校運営協議会を設置し、地域とともにある学校づくりに取り組んでいます。

②今後の検討課題

- ・効果的な学校運営協議会活動により、地域による活発な学校支援活動の展開を目指します。

アクション2 部活動指導にかかわる負担の軽減

(1) 部活動休養日等の完全実施

①現在の取組

ア 部活動休養日の実施

- ・学期中は、週当たり2日以上休養日を設けます。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り返る。)

また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とし、道民家庭の日(毎月第3日曜日)は、可能な限り休養日とするよう努めます。

イ 部活動の活動時間

- ・1日の活動時間は、長くとも平日で2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とします。

※上記の部活動休養日及び活動時間の具体的な取扱いの詳細については、「清里町立学校の部活動の在り方に関する方針」による。

②今後の検討課題

- ・学校の取組状況などを踏まえるとともに、国(文部科学省、文化庁、スポーツ庁等)や中央教育審議会及び北海道教育委員会の動向等も注視しながら、必要に応じて、内容の見直しを行います。

(2) 外部指導者の活用

①現在の取組

- ・部活動の充実と技術指導面や精神面における教員の負担軽減を図るため、一部の部活動及び特設部において外部指導者の協力を得ています。

②今後の検討課題

- ・全ての部活動において外部指導者の協力が得られないか検討するとともに、人材の確保に努めます。
- ・各種大会や練習試合等への生徒引率も可能となる、部活動指導員の配置を検討します。

(3) 複数顧問の効果的な活用

①現在の取組

- ・一人の教員に過度の負担がかからないよう、複数の顧問を配置しています。

②今後の検討課題

- ・少人数の部があること及び新たな部の設置要望があることから、限られた教員数の中で部活動を行うためには、部の再編について検討が必要です。

アクション3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営

(1) ワークライフバランス（※5）を意識した働き方改革の推進

①現在の取組

- ・管理職や教員に対して、勤務時間を意識した働き方について啓発しています。

②今後の検討課題

- ・月2回以上の「定時退勤日」を設定します。
- ・年2回以上の「時間外勤務等縮減強調週間」を設定します。

(2) 人事評価制度等を活用した意識改革の促進

①現在の取組

- ・働き方改革に向けた取組状況を管理職の人事評価に反映することとし、各学校における教員の意識改革の促進を図っています。

②今後の検討課題

- ・在校等時間から条例で定める勤務時間等を減じた時間が1か月で45時間を超える教員に対して、管理職が当該職員と業務全般について協議しながら、時間外勤務の縮減方策を具体的に定めることとします。

(3) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

①現在の取組

- ・夏季休業期間においては、8月の週休日及び休日を除き、3日間設定することを基本としています。
- ・冬季休業期間においては、教職員の年末年始の休日は学校閉庁日とし、これ以外の勤務日においても設定できることとしています。
- ・夏季休業期間及び冬季休業期間を合わせて年間9日間以上設定することとしています。
- ・服務上の取扱等は、年休、夏休、勤務の振替等とし、休暇取得を強制しないこと、出勤も可とするが開錠・施錠は出勤する者が行うこととしています。
- ・学校閉庁日は部活動休養日としています。

②今後の検討課題

- ・現在は年間9日間以上設定することとしています。必要に応じて日数の増

について検討するとともに、教職員の連続した休暇の取得を促進します。

(4) 勤務時間を客観的に把握する仕組みの構築

①現在の取組

- ・校務支援システムと連動した IC カード方式による出退勤管理システムにより教職員の勤務時間の把握と集計を行っています。

(5) 留守番電話やメールによる連絡対応等

①現在の取組

- ・現段階では時間外における保護者や外部からの電話による問合せ等への対応はほとんどない状況です。
- ・保護者への一斉送信メールシステムを活用し緊急時を含めた連絡体制をとっています。

②今後の検討課題

- ・留守番電話について、今後の状況を見ながら設置について検討します。

(6) 管理職のマネジメント (※6) 研修等の実施

①現在の取組

- ・学校長会議等を通じ、管理職から教員に対して勤務時間を意識するよう促し、各学校での時間外勤務縮減に向けた取組を促進しています。

(2) 今後の検討課題

- ・道教委等が実施する、各種管理職員研修への参加を促し、組織管理や時間管理、健康安全管理等のマネジメント研修を通じて、意識改革と実践力の向上を図ります。

(7) 事務機能の強化・業務の効率化

①現在の取組

- ・教員と事務職員との連携により、効率的な事務処理を行っています。

②今後の検討課題

- ・教員及び事務職員の業務内容の見直しを行うとともに、一層連携を推進して事務機能の強化と業務の効率化を図ります。
- ・コミュニティ・スクール (※7) 制度を活用し、地域や保護者の協力による負担の軽減を図ります。
- ・学校へのスクールサポートスタッフ (※8) の配置により、教員の業務支援を行い、負担の軽減を図ります。

アクション4 教育委員会による学校サポート体制の充実

(1) 調査業務等の見直し

①現在の取組

- ・教育局等から発出された文書類（電子データ）を、そのまま各学校へ送信しています。
- ・町教委独自の学校への調査は、必要最小限としています。
- ・文書類の発出は、緊急のものを除き勤務時間内に送信しています。
- ・各種団体等から学校に対する行事への参加や作品の応募依頼等については、学校現場の負担の軽減に向けて、各種団体等の理解促進に努めています。

②今後の検討課題

- ・学校に送信する文書類（電子データ）を精査し、縮減に努めます。

(2) 勤務時間等に関する制度の利用と適正な勤務時間の設定

①現在の取組

- ・週休日の振替や変形労働時間制度、勤務時間のスライド等の制度について、全て道立学校に準じて実施しています。

②今後の取組課題

- ・現在の取組を継続するとともに、学校に対して児童生徒等の登下校や部活動、学校の諸会議等について、教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うよう指導・助言を行います。

(3) メンタルヘルス（※9）対策の推進

①現在の取組

- ・学校職員のメンタルヘルス対策を推進するため、職員数に関わらず町内全ての学校においてメンタルヘルスチェックを実施しています。

②今後の取組課題

- ・現在の取組を継続するとともに、教職員のメンタルヘルスに関する情報提供を積極的に行います。

(4) 教育課程の編成・実施に関する指導・助言

①現在の取組

- ・学習指導要領踏まえ、標準授業時数を下回ることはないよう適切に管理するよう指導しています。

②今後の取組課題

- ・標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画することのないように指導・助言するとともに、教員の時間外勤務の増加につながらないように、教育課程の編成・実施に当たっても教員の働き方改革に十分配慮するよう指導・助言を行います。

(5) トラブル等に直面した際のサポート

①現在の取組

- ・生徒指導上の諸問題が深刻化し、学校だけでは解決が困難な事案等は、教育委員会配置の教育支援専門員が学校に対する指導、助言を行うほか、必要に応じて直接保護者や児童生徒の対応を行っています。

②今後の取組課題

- ・現状の体制で解決できないような事案が発生する可能性もあることから、心理的、福祉的、法的側面など、専門的な見地から助言や支援を行うための体制づくりの検討が必要です。
- ・児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に、より適切に対応することができるよう、町福祉担当部署・児童相談所・警察等との緊急時における連絡体制の確立や情報共有などにより、関係機関との連携・協力体制を強化していきます。

(6) 若手教員への支援

①現在の取組

- ・若手教員に対しては、管理職及びベテラン・中堅職員が中心となり指導・助言を行うとともに、道教委が主催する初任段階教員研修をはじめとする各種研修等に積極的に派遣しています。

②今後の取組課題

- ・若手教員が得意とする分野の能力を積極的に生かすとともに、若手教員が業務上の問題や悩みを抱えているような場合は、管理職等が積極的に声掛けを行うなどの支援を行い、若手教員が孤立するようなことのないように支援していきます。

(7) 保護者や地域住民等の理解を得るための取組の促進

①現在の取組

- ・毎月発行する学校だよりを町内全戸に配布し、学校教育活動の状況を周知しています。
- ・「部活動休養日」及び「学校閉庁日」の設定について、保護者に周知し理解を得ています。

②今後の検討課題

- ・教員の時間外勤務縮減の取組に対する保護者、地域住民の理解促進を図ります。

7. 教育職員の在校等時間の上限について

町立学校の教育職員にあつては、いわゆる「超勤4項目」以外の業務については、時間外勤務を命じないものとされていますが、正規の時間外に公務として行われる業務については、当該業務が時間外勤務を命じられて行うものではないとしても学校教育活動に関する業務であることについて正規の勤務時間内に行われる業務と変わりなく、こうした業務も含めて教育職員が業務を行う時間を管理することが、学校における働き方改革を進めるうえで必要不可欠です。

このような状況を踏まえ、町立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関して次のとおり定めます。

(1) 対象者

清里町立小中学校の教育職員(「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第2条に規定する教育職員)を対象とします。

(2) 業務を行う時間の上限

①「勤務時間」の考え方

超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて業務を行う時間を適切に把握するため、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とします。

正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、次に掲げるアの時間を加え、イ及びウの時間を除いた時間を在校等時間とします。ただし、イについては、当該教育職員の申告に基づくものとします。

ア 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として校長が外形的に把握する時間。

イ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間

ウ 休憩時間

②上限時間の原則

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととします。

ア 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1か月の合計時間(以下「1か月時間外在校等時間」という。)は45時間まで

イ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間
(以下「1年間時間外在校等時間」という。)は360時間まで

③児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間

児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととします。

ア 1か月時間外在校等時間は100時間未満

イ 1年間時間外在校等時間720時間まで

ウ 1年のうち1か月時間外在校等時間が45時間を超える月数は6か月まで

エ 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、各月の1か月時間外在校等時間の1か月当たりの平均時間は80時間まで

(3) 教育委員会が行う措置

① 教育委員会は、教育職員が在校している時間は、ICTの活用により客観的に計測し、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測します。

② 教育委員会は、休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守します。

③ 教育委員会は、教育職員の健康及び福祉を確保するために、次の事項に留意します。

ア 在校等時間が一定時間を超えた教育職員に対して、医師による面接指導を受けさせる。

イ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休憩時間を確保する。

ウ 教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を受けさせる。

エ 年次有給休暇について、まとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進する。

オ 心の健康問題についての相談体制を整える。

カ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は教育職員に産業医等による保健指導を受けさせる。

④ 教育委員会は、町立学校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施します。

特に、教育職員の在校等時間が上限時間の範囲を超えた場合には、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行います。

- ⑤ 教育委員会は、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得られるよう、それらの者に対して広く本アクション・プランの周知を図ります。

(4) 留意事項

- ① アクション・プランに掲げる上限時間については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではなく、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として作成するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであります。決して、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはなりません。
- ② 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはなりません。
- ③ 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等へ持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければなりません。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとします。

おわりに

教員の長時間勤務の実態は看過できない状況であり、教育の質の確保のためにも、保護者や地域を含め、子どもたちの教育に携わる全ての関係者がこうした実態を理解し、学校における働き方改革に向けて取り組むことが求められています。

特に、文部科学省から示された「公立学校の教職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督すべき教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に沿って教育職員の長時間勤務縮減に向けた取組を進める必要があります。

清里町教育委員会といたしましては、本プランで整理した事項のうち、法令等に基づくことは確実に実施するとともに、それ以外の事項についてもできることは直ちに行うほか、検討が必要なことについては、関係部署等と協議の上、実施に向けて努力いたします。

また、今後も必要に応じて、学校現場の業務改善に向けた取組を推進します。

用語解説

(※1) スクールカウンセラー (SC)

学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家。多く臨床心理士があてられる。

(※2) スクールソーシャルワーカー

いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家。子ども本人だけでなく、家族や友人、学校、地域など周囲の環境に働きかけ、問題解決を図る。「SSW」と略すこともある。

(※3) タブレット端末

タブレット(平板)型でキーボードは付いておらず、液晶の画面に指先をあてながら操作する「タッチパネル」が採用されている。ノートパソコンより小さく軽いため、片手で持ちながら利用できる。インターネット検索や電子メール、動画、電子書籍、ゲーム、映画鑑賞など数多くの機能が盛り込まれている。

(※4) 校務支援システム

学校や児童生徒に関する様々な情報をデジタル化し、教職員間で共有するシステムを構築することにより、教職員の事務負担を大幅に軽減するとともに、子どもの育ちを教職員全体で見守るきめ細やかな指導の充実等を図るために民間ソフトウェアを活用したシステム。

(※5) ワークライフバランス

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて、多様な生き方が選択・実現できる社会。

(※6) マネジメント

経営資源を負託されて組織をまとめる活動のこと。具体的には「部下」および「組織」を持ち、規定の権限を使って組織を運営し、会社から与えられた使命を果たしていくこと。

(※7) コミュニティ・スクール

学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律(地教行法第47条の6)に基づいた仕組み。

(※8) スクールサポートスタッフ

学校において、児童・生徒に配布する資料の印刷や教材準備等、これまで教員が行っていた業務を支援し、教員が児童・生徒への指導や教材研究等に注力できるように配置される事務補助員。

(※9) メンタルヘルス

心の健康を守ること。産業領域では、単に病気がないということだけではなく、精神的に健康であることで、意欲的に職務に取り組み、仕事のパフォーマンスを上げることまでを含む、広い概念。